



請願 7 第 3 号



老人福祉センターやすらぎ^の荘建て替え・存続を求める請願

(署 名)

紹介議員

土屋俊則

老人福祉センターやすらぎ荘の建て替え・存続を求める請願

【請願項目】

- 1, 老人福祉センターやすらぎ荘について「継続使用しない」という方針を見直し、多世代が利用できる複合施設の建設も含めて、建て替え存続を図ることを市に働きかけてください。

【請願理由】

やすらぎ荘は59のサークル活動登録がありそれぞれサークル活動に利用され、さらに入浴施設、健康相談室、健康器具、機能訓練室、マッサージ室等高齢者が利用しています。

「老人福祉法」に基づき無料または低額な料金で老人に関する相談に応じ、健康増進、趣味・教養の向上・サークル活動の場の提供を目的とする市民に喜ばれる高齢者福祉施設です。

藤沢市から今後のやすらぎ荘について「継続使用しない」という方針が示され、利用者やサークルから困惑の声がひろがっています。市が主催した説明会では

「活動には50年の歴史がある。設備に会員が費用を出している。どう考えているのか」、「蘭や観葉植物、温室はどうなるのか。なくさずに立て替えをしてほしい」などの声が相次ぎました。高齢者の活動の場がなくなることは心身の健康の保持増進や地域コミュニティの活性化にとっても少くない影響を及

ぼすことにつながると考えます。他の施設の会議室を借りた場合は利用料が有料になり新たな負担になります。しかしサークル団体が利用するための周辺施設は空きがありません。やすらぎ荘がなくなれば解散するしかありません。

以上の理由から「請願項目」の通り要望いたします。

2025年 11月 26日

請願代表者

藤沢市大庭5430-20

高橋い子 他1385名

藤沢市議会議長

山口政哉様



藤沢市議会
議長 山口政哉 殿

2025 年 // 月 6 日

神奈川県医療労働組合連合会

執行委員長 川村奈緒美

神奈川県横浜市中区榑木町 3-9

横浜平和労働会館 3 階

電話 045-228-7704 FAX 045-228-7717



夜勤規制と大幅増員で 安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情

【陳情趣旨】

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ILO（国際労働機関）「看護職員条約（第149号）・勧告（第157号）」や「夜業条約（第171号）・勧告（178号）」などに基づいた規制が行われ、「1日の労働時間は8時間以内」「時間外も含めて12時間以内」など有害業務である夜間勤務から労働者の健康と生活を保護しています。しかし日本では、医療も介護現場でも16時間以上の長時間夜勤が年々増え、常態化しつつある異常な実態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置をとり、患者・利用者にとって安全・安心の医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。

人手不足を解決するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、他産業と比べて1/3の賃上げ額や1/2の一時金（賞与）など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実です。

国民生活に欠かすことのできない、医療・介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全・安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようにするために、国に対し意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担軽減を図ること。

以上の項目について、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

以上



藤沢市議会
議長 山口政哉 殿

2025 年 / / 月 6 日



神奈川県医療労働組合連合会

執行委員長 市奈緒美

神奈川県横浜市中区橋本町 3-6

横浜平和労働組合館 3 階

電話 045-228-7704 FAX 045-228-7717

介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情

【陳情趣旨】

県民（市民）のいのちと健康をまもるために日夜を問わずご奮闘いただいていることに敬意を表します。介護保険制度の開始から 25 年。利用料や施設での居住費・食費の負担が重く、必要な介護サービスを受けられない人が増えています。家族の介護を理由とした介護離職は年間 10 万人と高止まりしたままです。介護事業所は低く据え置かれた介護報酬のもとで深刻な経営難に直面しており、2024 年の倒産・休廃業件数は 784 件と過去最多となりました。特に、訪問介護は基本報酬の引き下げの影響で事業撤退が相次いでおり、訪問介護事業所がゼロになった自治体が増加しています。介護現場の人手不足も深刻さを増しており、政府は 2026 年度に介護職員が 25 万人不足する需要見込みを示していますが、有効な対策は講じられていません。肝心の処遇改善は遅々として進んでおらず、2024 年度の全産業平均との賃金格差は、前年度月額 6 万 9000 円から 8 万 3000 円へと大幅に広がっています。

こうしたなか、政府は「利用料 2 割負担の対象拡大」や「ケアプランの有料化」、「要介護 1・2 の生活援助の保険給付はずし」など、さらなる負担増・サービス縮小を検討しています。これ以上の制度の後退は許されません。

すべての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引き上げが不可欠です。以上の趣旨から、介護保険制度の改善、憲法 25 条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向けて、国に対し意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 介護保険の利用に困難をもたらす利用料 2 割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護 1、2 の保険給付はずし（総合事業への移行）などの見直しを行わないこと
2. 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないように、利用料負担の軽減などの対策を講じること
3. 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと
4. 必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費などの費用負担の軽減、サービスの拡充による介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること

以上の項目について、地方自治法第 99 条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

以上



藤沢市議会
議長 山口政哉 殿

2025 年 11 月 6 日



神奈川県医療労働組合連合会

執行委員長 村奈緒美

神奈川県横浜市中区本町 3-9

横浜市中区労働会館 3 階

電話 045-228-7711 / 045-228-7717

安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の 処遇改善につなげる報酬 10%以上の引き上げを求める陳情

【陳情趣旨】

政府は、2024 年の診療報酬・介護報酬改定で賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「新介護加算」を盛り込みましたが、その効果は極めて限定的であり、「2.5%のベースアップ目標」には程遠く、2025 年春闘結果で日本医労連加盟の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は 2.07% (5,772 円) に留まり、2025 年民間主要企業春季賃上げ平均率 5.52%、平均額 18,629 円と比べて三分の一程度に留まっています。さらには年間賞与の平均額においては、もともとが民間主要企業の半分程度なところを、今年さらに引き下げられる医療機関や介護施設が続出しています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、最低でも全産業平均を上回る賃上げで格差を埋め、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきです。その賃上げのためには、事業存続の危機にまで至っている医療・介護施設への緊急援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬を最低でも 10%以上引き上げるべきです。差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、国に対し意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

¹ 年収ベースで全産業平均賃金との格差を埋め、物価高騰を上回るすべてのケア労働者の賃上げには月額平均 5 万円以上の賃上げが必要であり、24 年診療報酬改定に盛り込まれた「ベア評価料」・賃上げの原資に必要な診療報酬引き上げ率 0.61%を基礎に 5 万円に必要な診療報酬引き上げ率を 6.31%と算出したうえで、賞与の財源を捻出するためには医療・介護事業所が物価高騰を上回るプラス改定が必要であるため、それを加味して 10%以上の引き上げ率とした。

【陳情項目】

1. 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、26 年度の診療報酬改定と、1 年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、すべての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各 10%以上の引き上げ改定を実施すること。また当面の支援策として、25 年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

以上の項目について、地方自治法第 99 条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

以上



「福祉タクシー利用券」を見直し、交通系 IC カードの導入を求める陳情

【陳情項目】

障がい者等が利用する「福祉タクシー利用券」において、タクシーのみの利用ではなく、バスや鉄道といった公共交通機関でも利用可能な交通系 IC カードを導入するよう市に働きかけてください。

【陳情理由】

昨今の物価の高騰を受けて、タクシー代金も値上がりをしています。実際に札幌圏のタクシーは12月から値上げが行われます。藤沢周辺ではまだですが、遠くない将来には同様の値上げの恐れがあります。

今の「福祉タクシー利用券」の制度では、ひと月当たり2,400円の交付が受けられますが、タクシーを実際に利用すると、その金額まではすぐに達してしまいます。この金額を増額してもらえるとありがたいのですが、厳しい市の財政状況を見ると難しいと思います。

移動手段として、タクシーのみでなく、バスや鉄道といった公共交通機関もあるものの、そちらへの補助金は藤沢市では存在しません。ですが、距離当たりの単価としては公共交通機関の方が割安なのは周知の事実です。そのため、より安価な手段も活用できた方が外出の機会も増えると思います。また、タクシーに加えて、移動手段の選択肢も増えるとより効果的だと思っています。

実際に鎌倉市では、タクシー利用料金のほかに、自動車燃料費等から選択することができる制度を導入しています。

また、既に障がい者用のPASMOやSuicaも存在していることから、これらを市の制度の中に組み込むことも可能だと思います。

以前に、障がい者支援課に同様の相談をしましたが、導入は難しいとの回答でした。しかし、まずは導入して問題点を解決しながら、制度を完成させていくことが今の行政に求められているのではないのでしょうか。

ICカード導入に賛成する利用者も多いことが見込まれるので、交通事業者と連携し、障がい者等の社会との繋がりを維持するための外出支援として大切なこの制度を、少しでも一歩前へ進めるためにも、交通系 IC カードを導入するよう市に働きかけてください。

2025年（令和7年）11月18日

住所 神奈川県藤沢市宮前591-4
氏名 山鹿 孝雄



藤沢市議会議長
山 口 政 哉 様



異なる宗教観を持つ居住者の埋葬様式に関する陳情

【陳情項目】

- ① 藤沢市において土葬を認めないことを条例に定めること。
- ② 土葬するために市外または国外へ遺体を保管・輸送を要する場合の費用は、その家庭またはその家族を雇用する企業が負担することを条例に定めること。

よびる市に於して働きかけていただきたくお願いする。

【陳情理由】

衛生管理と地域環境保全の観点から、市の埋葬方針を明確化する必要がある。特に藤沢市においては、農業や漁業などがさかんであり、市内の一次産業に従事する労働者が風評被害等により不利益を被らないよう、また、住民の安全・安心な食料を生産・確保するために、土葬は明確に禁止するべきである。

また、特別な埋葬方法が必要なケースにおいて、憲法 13 条で定める「公共の福祉」および第 14 条に定める「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」に則り、特定の宗教に偏った優遇措置、財政措置を執らないことを明確にする必要がある。

さらに、遺体搬送費用等の企業負担を求める理由は、外国人の低賃金雇用によって企業収益が向上する裏で、我々市民が負担する社会的コストが増加することは明らかであり、異なる宗教観を持つ外国人を雇用する企業はその社会的責任を自覚し、応分の費用負担をすべきだからである。

令和7年11月26日

藤沢市藤沢677-3

土田 大愛

藤沢市議会議長
山口 政哉 様



陳情 7 第92号



令和7年11月26日

藤沢市議会 議長 山口 政哉 様

かんきょう樂行ふじさわ

藤沢市民活動登録番号20125

代表 岩下 次郎

住所 藤沢市本藤沢3-10-2

マイクロプラごみの定点観測条例をつくり環境先進都市宣言を求める陳情

【項目】藤沢市は課等の分掌事務に漂着物を掲げるが、海岸清掃の実施で終わるのを通年とする。魚介類の海洋汚染は喫緊の課題であり、条例策定は急務と考える。

【理由】

- 1 湘南沿岸観光都市であることを認め率先すべき。
- 2 神奈川県環境科学センターは、活動実績として手法を公開している。いわずもがな廃掃法から言及すれば、所管は当該自治体にある。
- 3 近年の環境教育で終了書を発行しても、修了者の実践活動の場は提供されていない。実施機関とあわせ行政庁の施策も肝要である。

<参考>

○藤沢市行政組織規則（昭和59年規則第18号）
第5条■行政総務課（18）漂流物に関すること



陳情 7 第 93号



令和 7 年 1 1 月 2 6 日

藤沢市議会 議長 山口 政哉 様

岩下 次郎

住所 藤沢市本藤沢 3-1 0-2

藤沢市民病院地域連携診療の実態は過剰診療になっており適正化を求める陳情

【項目】医師の倫理を問いかねない過剰診療は、専門性の障壁高く言及し難いのを
通例とする故、自治体経営病院の運営状況の調査及び適正化を働き掛けて下さい。

理由

- 1 高齢になれば誰しも発生する、白内障治療は地域支援病院の要であり、申請人は
本年 3 月白内障手術をうけ、その経緯からの実情陳情である。
- 2 市民病院の設置は多く市民の夢が実現したものであり、適正運営は必須である。
- 3 過剰診療は保険診療の報酬点数及び患者負担の増加になっている。

経緯

1997 年（平成 9 年）医療法改正にともない、地域医療かかりつけ医と機関支援病
院の認定制度による創設である。

放置自動車対策
 (仮)「放置自動車の発生及び適性処理に関する条例」
 制定を求める陳情

藤沢市議会局

2025年11月26日

藤沢市議会議長

山口 政哉 様

住所 藤沢市辻堂2-12-55

辻堂松園自治会副会長

氏名 渡邊 欣一

陳情項目

(仮)「藤沢市^{*}放置自動車の発生及び適性処理に関する条例」制定に
 向けて 放置自動車対象の一貫として市に働きかけ下さい。

陳情理由 (※タイトルの名称は、横須賀市の条例名称から引用)

当該自治会のエリア内に有料駐車場 (コインパーキング)

があります。かねてから 放置自動車はじめ、ゴミの不法投棄、落書き
 倒木、木枝が隣接民家にはみ出している、夜間の花火騒動で警官が
 出動するなど、駐車場管理が適切になされていないということで、

「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」に基づき、辻堂市民センターや
 環境総務課から当該管理者に注意喚起して頂くよう訴えて

参りました。しかし、「私有地」という事で取りあて頂けていない状況です。

環境づくり条例の対象は公共の場所ですが、その条例の定義によれば、

第2条(4)公共の場所 公園、広場、道路、海岸、その他公共の用に供する

場所をいう。と規定されています。一方、駐車場法の一般公共の用に供する

駐車場の規定を見ると 駐車面積500㎡以上の路外駐車場は都市計画内
 において一般公共の用に供すると判断されるとしています。

公共の用に供するとは、不特定多数の人々が直接利用できる様に提供する
 事を言っています。当該コインパーキングが 該当します。よって当該

駐車場は、私有地でありながら公共の場所(駐車場)と判断されます。

環境省の「不法投棄及び不適性保管への対応に向けた使用済自動車判別
 カイトライン」をご参照され、新たな条例制定を市に働きかけ下さい。



(参考: 陳情 7 第94号)



陳情の一部訂正について

令和7年11月26日提出しました

「放置自動車対策（仮）「放置自動車の発生及び適性処理に関する条例」制定を求める陳情」

については、件名及び陳情項目の一部を次のとおり訂正したいので、御承認くださるようお願いいたします。

1 件名の「放置自動車の発生」を「放置自動車の発生防止」へ訂正する。

2 陳情項目の「放置自動車の発生」を「放置自動車の発生防止」へ訂正

令和7年12月1日

陳情提出者

住 所 藤沢市辻堂 2-12-55

氏 名 辻堂松園自治会

副会長 渡邊 欣 一

藤沢市議会議長

山口 政哉様



陳情 7 第96号

メッセンジャーRNA（レプリコンワクチンを含む）型予防接種の危険性についての陳情書

【陳情項目】

1. メッセンジャーRNA（以下mRNA）予防接種の危険性を、市民へ広く周知するよう市へ要望してください。
2. 新型コロナウイルス接種状況についての情報開示請求（2025年4月18日請求）に対し、開示するよう市へ要望してください。
3. 新型コロナウイルス予防接種をされた市民への健康状態を調査し、健康被害への相談、検査、治療ができる体制を整えるよう市へ要望してください。

【陳情理由】

新型コロナウイルス予防接種が開始された2021年以降、高齢化による死亡増加以上に50～60万人位の超過死亡があることが厚生労働省の統計調査でわかっていますが、原因追及はされていません。

新型コロナウイルス予防接種による被害救済認定制度では、2025年10月31日時点で累計進達受理件数が14,381件、累計認定数9,338件、死亡一時金または埋葬料に係る件数を含む累計認定数は1,047件となっています。しかし以下の自治体から開示されたデータをふまえると、この数値は氷山の一角であることが明確です。

全国の市民が行った「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」の全国88の市区町村、3300万回接種後死亡データ（2025年11月17日時点）によると、コロナワクチン接種当日と翌日の死亡者は459人となっています（資料1）。また死亡者の新型コロナワクチン接種者の死亡記録をみると、最後のコロナワクチン接種から約3～4ヶ月後に死亡者のピークがあり、接種後の半年以上もの期間で死亡率が上昇していることがわかります。またロット別に死亡率に差が出ることもわかってきました（資料1）。

新型コロナワクチンで使用されたmRNA型ワクチンは、「標的細胞」が特定されないまま特例承認として接種が開始されました。筋肉注射された薬液は全身をめぐるため、あらゆる細胞がmRNAを取り込む可能性があり、その結果スパイクタンパクを発現した細胞は自身の免疫機能の攻撃を受けます。またこのスパイクタンパクは、当初すぐに分解されると説明されていましたが、接種後長期にわたり検出されたという論文が発表されています（資料2）。また新型コロナワクチンの繰り返し接種ではIgG4の誘導等による免疫抑制などが懸念されており、人体への影響は長期に及ぶものと考えます。

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長より各都道府県知事へ出された「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について、新型コロナワクチン接種後の長期にわたる影響、発症までの期間が長い事などについて触れられており、現時点でのこの予防接種の安全性の検討は不十分であると考えられます。

このままでは市民の健康被害増加、死亡率の増加、出生率の低下が予想されます。mRNA型ワクチンの危険性を知らせ、また既に摂取した市民の健康管理が行える体制づくりをお願いします。

藤沢市議会には住民の生命と健康を守るために、慎重かつ責任ある対応をとって頂けることを強く求めます。

資料

1. コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト
https://stop-mrna.sakura.ne.jp/db/lot_no=all&range_day=1
2. 「新型コロナワクチン接種より汗疹様水泡を繰り返す症例で、表皮内汗管とエクリン汗腺にmRNA型ワクチン由来のスパイクタンパクが見出された（和訳）」
論文URL:<https://doi.org/10.1111/1346-8138.17204>
3. 「mRNAワクチンの罪と罰」村上康文著 方丈社
4. 「世界的なmRNAワクチンDNA汚染の検証 Verification of mRNA Vaccine DNA Contamination Worldwid(as of 2025-09-06)」David J Speicher, JessioversMJK, Kevin_Mckernan



2025年(令和7年)11月25日

藤沢市辻堂東海岸1-8-17

下條 斉子

藤沢市議会議長
山口 政哉 様